

# 三位一体の特許情報活動について

東京農工大学大学院技術経営研究科教授 鶴見 隆

**PROFILE**

1966年東京大学理学部化学科卒業後、旭化成（株）に入社。同社において、ベンベルグ不織布、人工腎臓用中空糸膜、ウイルス分離膜等の開発に従事、これらの開発に関し、繊維学会技術賞、日本化学会技術賞、発明協会発明賞等を受賞。1993年より1997年まで、同社カシミロン工場長。1997年より2004年まで、同社常務理事として知的財産部次長、技術情報センター長および知的財産・技術情報センター長を歴任。2005年4月から東京農工大学技術経営研究科教授（工学博士）として、知的財産関連の講義を担当する傍ら、知的財産高等裁判所専門委員、青少年の知的財産指導員、知的財産のコンサルタント、企業での知的財産教育講師等として活動中。



筆者はすでに長年にわたって企業経営者、知財関係者、研究者に対して、特許情報を初めとする情報活動の重要性について講演をし、執筆を行ってきた。その成果もあって、昨今では、筆者の説く「LDB、SDBの構築」は一定の市民権を得たのではないかと考えている。しかしながら、この活動はまだ十分に日本企業の中に定着したとは言い難い。

筆者の説く「LDB、SDBの構築」は簡単に述べれば次の通りである。

1. 研究開発のテーマ毎あるいは自社が事業を実施している技術領域毎に、徹底した遡及調査を実施した上で、継続調査を怠りなく積み上げて行く。これを全てのテーマ、事業について実施する。
2. 遡及調査、継続調査の結果を検索可能な形（これをローカル・データベース、略してLDBという）

で保存し、関係者の閲覧に供する。これを全てのテーマ、事業について実施する。（図1参照）

3. LDBに対し、自社の技術分類、戦略的に重要な判断等を入力し（このような加工を施したものを戦略データ・ベース、略してSDBという）、関係者の閲覧に供する。これを少なくとも重要な研究開発テーマ、及び全ての事業について実施する。（図2参照）

1を実施することは、研究開発を行っている企業、あるいはものを製造・販売している企業にとっては、「ねばならない」類のことであるが、大企業はともかくとして、中小の企業では必ずしも十分に実施されていないのが実態である。これを完璧に実施すれば、日本企業の技術レベル、リスクマネジメントレベルは確実に上昇する。なぜならば、特許情報は、技術に関する叡智の集合

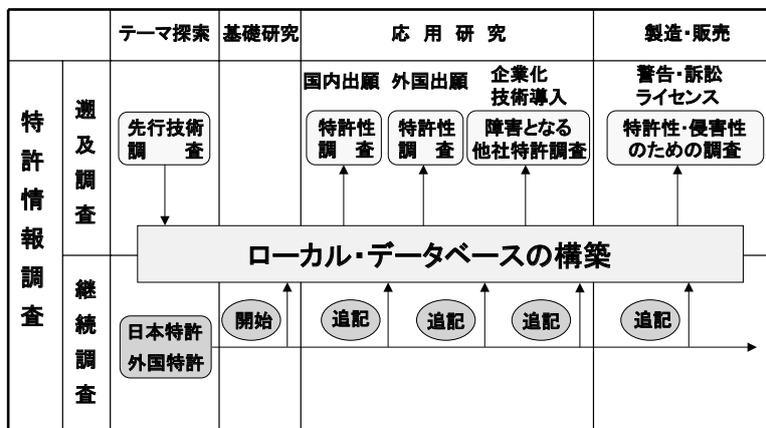


図1 ローカル・データベースの構築

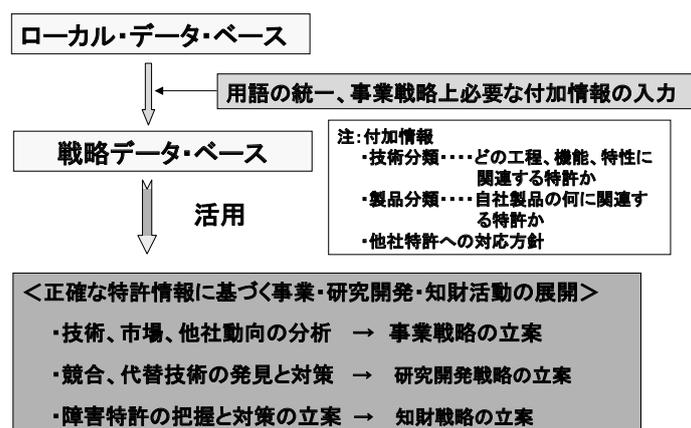


図2 戦略データベースの構築

体であると同時に、「これを実施してはいけない」という他社権利の集合体だからである。

ただし、1について、これを完璧に実施しようとすると極めて大きな困難が立ちだかる。まず、研究者がこれを実施しようとすると、どのような範囲でどのように検索すれば良かに習熟していないため、大事な情報の脱落、あるいは無駄な情報の取り込みが発生してしまう。それが調査費用の増大、他社権利とのバッティング、自社権利の不成立等、多くの問題を引き起こすのである。一方、研究者から依頼を受けた情報担当者が検索を実施しようとすると、研究者の本当の意図がわからなかったり、必要な技術用語を見落とししたり、本来調査対象として考えておくべき範囲を外したりするため、真に研究者の役に立つ情報が提供できないで終わってしまう。しかも通常、提供された情報が必要にして十分であったか否かは情報担当者にはフィードバックされない。一方、企業によっては知財担当者が研究者からの依

頼に基づいて調査を実施することもあるが、その場合には、権利関係については十分に目が届くものの、研究者が真に必要なとする技術的対象を網羅出来ているかは不明である。また情報担当者程、検索技術に習熟していないケースが多いであろう。現在、日本の大企業といえども、上記のような問題点を克服する工夫が十分に行われているとは言い難いのが実情である。

これに対し、1の調査を実施する上で、筆者が提唱する方法は、「研究者、知財担当者、情報担当者による三位一体の調査活動」（図3参照）である。この調査活動を実施する場合、三者が一堂に会して議論することが前提である。その議論を行うことによるのみ、技術対象の漏れ、権利判断上の漏れを防ぎ、網羅的かつ効率的な調査を実施することが可能である。このように、三者による議論を行わずして、網羅的で効率的な調査が行われる筈はないと筆者は経験的に考えている。

次に2の実施についてであるが、これを実施する場合

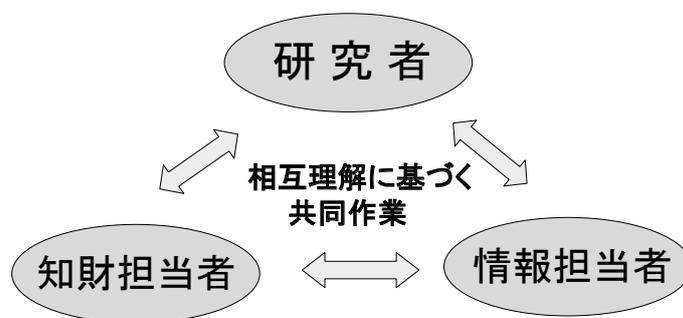


図3 三位一体の調査活動

に必要な前提は、「電子的な特許情報検索システム」と「検索された情報を収録し、加工することのできる特許マップソフト」の存在である。前者については、現在、IPDLによって最低限度の保証が与えられている。ただし、高度な検索機能及び結果の一括ダウンロード機能が保証されていないため、市販のデータベースに対して圧倒的に不便であると言わざるを得ない。

これまで1を完璧に実施してきた日本企業の場合でも、調査活動の成果を関係者の全てが享受できる体制を整えている例は少ない。例えば、一部の研究者は見ているが、関係する研究者全員が見ているわけではないとか、研究者は見ているが、知財関係者は見られない、あるいは標準担当者、事業担当者はその存在すら知らないという状態が通例であった。

この点、昨今、特許マップソフトが比較的安価に提供されるようになったため、多くの関係者が調査結果を閲覧できるような環境が社内に整えられる事例が増えてきているのは誠に喜ばしいことである。しかしながら、全関係者が閲覧できるようにするためには、コスト的な壁が大きく、トップの了解が得られないでいる企業が多いことは残念なことである。

2が実現できれば、完璧な障害他社特許対策が可能で

あり、自社出願の特許率の向上が期待できる。さらに書誌事項及びIPC、FI、Fタームを利用したマップの作成により、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略について、有効な情報を得ることが可能になるであろう。

しかしながら、LDBではまだ不十分である。何となれば、LDBに収録されている明細書の技術用語は出願人毎に区々であり、これでは目的、解決手段、用途等に関し、精緻な解析を行うことは不可能だからである。そのためには、用語統一（シソーラス化）が必須である。また、自社にとっての戦略的な情報を付加することによってLDBの有効性を上げることにもできる。このようにシソーラス化、戦略情報の付加を行うことによって、価値を向上させたデータ・ベースをSDBという。

SDB化するなわち、3の段階まで進めば、特許情報を事業、研究、知財の目的に応じて縦横無尽に使いこなすことが可能となる。SDBをベースとした解析手法を図4に示す。

このようにLDB、SDBの構築を進めるためには、社内に様々な壁が存在する。まずは研究者の壁である。研究者は、自分が研究室で研究を行わなければ研究が進まないと考えており（こう考えることに問題はないが）、調査には中々足が向かず、手が出ない。しかしながら、

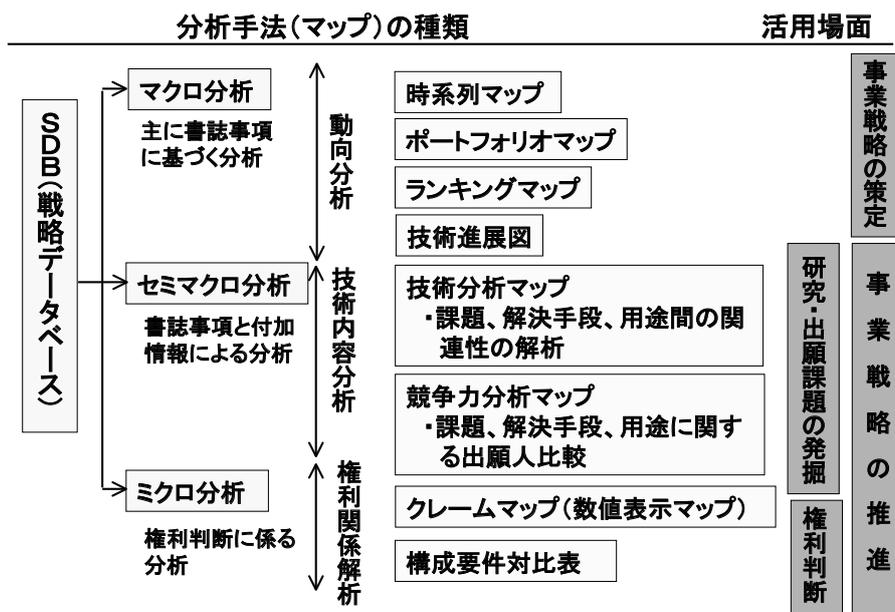


図4 SDBに基づく情報解析

研究者が取り組んでいる研究がすでに出願されている技術に関するものであったら、この研究者の大切な時間、あるいは企業の経営資源は水泡に帰すのである。そのことをしっかり研究者に理解して貰う必要がある。筆者は図5を用いて、研究者への説得を行っている。

ただし、それと同時に必要なことは研究者の調査負担を減らすための工夫である。例えば、情報検索システム、特許マップソフト等のインフラの整備、情報担当者によるLDB、SDBの構築支援、場合によってはOBによる支援活動の導入等、様々な工夫が可能であろう。

筆者は以上のような活動を社内において全社的に展開した。数年経ってある程度の定着が図られ、少しずつ成果も上がり始めた頃、社長にこの活動の紹介を行った。社長はしばし考えられた後、「鶴見君、このような活動を行うことは、研究開発あるいは事業活動を行う上で当たり前なことではないかと思うがどうだろうか？」と質問された。筆者はすかさず、「そうです、当たり前なことなんです！」と相槌を打った。以来、社長は、研究者の集まる場所では必ず、LDB、SDBの話がされるようになり、この企業においてはLDB、SDB活動が「当たり前」のこととして展開されるようになっていく。

この経験は全社的に活動を展開する場合の貴重な教訓

を含んでいる。まず、この会社ではLDB、SDBの構築を全社同一の方式で進めた。そのため、経験の横展開が可能となり、全社的な立ち上がりがスムーズに進んだ。それでもLDB、SDBの活動がかなりの負担であることから、随所に立ち遅れが見られたが、社長に旗を振って頂いた御蔭で、障害を乗り越えることができた。すなわち、底辺での地道な活動で実績を作り、その実績に基づいた社長の旗振りで、全社運動の加速が図られた事例である。

筆者はLDB、SDBが日本企業に幅広く展開されることにより、日本企業の知財管理の水準ひいては技術水準がより向上することを心から願っている。

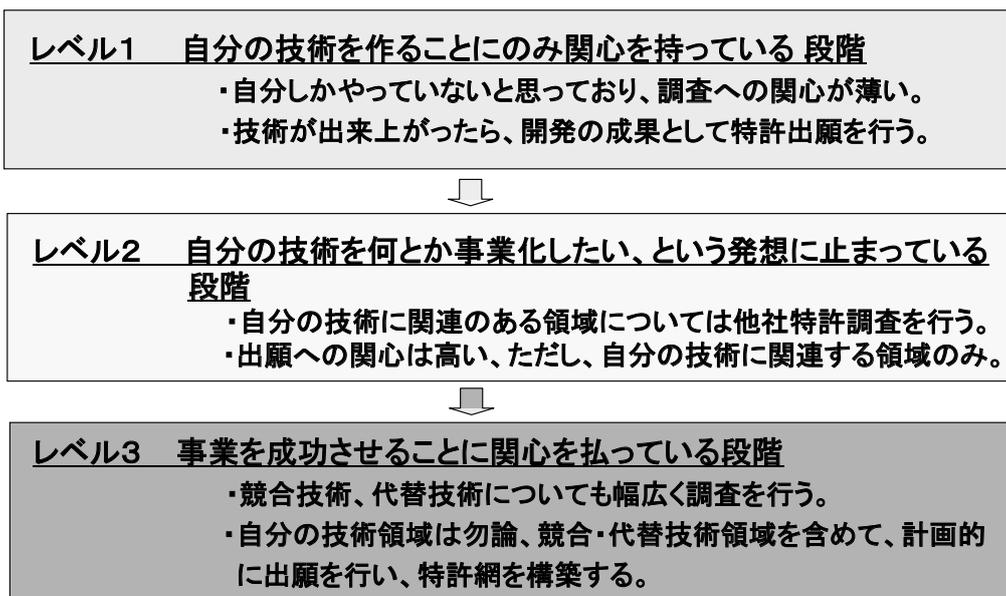


図5 技術者・研究者のレベルアップ